

仕 様 書

1 業務名

令和2年度PCB廃棄物の実態把握調査における未達事業者等の調査等業務

2 目的

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）において、期限内の適正処理等が定められており、高濃度PCB含有の変圧器・コンデンサー等については、処理期限が令和3年度末に迫っている。

札幌市においては、PCB廃棄物を保管している可能性のある事業者に対して調査票を送付し、保管しているPCB廃棄物等の実態を把握するための調査（以下「実態把握調査」という。）を行う等、市内のPCB廃棄物等の期限内処理に向けた取組を実施してきたところであるが、実態把握調査における未回答事業者等、未だ実態が把握できていない事業者も存在している。

本業務は、変圧器・コンデンサー等の機器を所有している可能性のある事業所に対して、さらなる調査等を行うことを目的とする。

3 業務の概要

(1) 未達事業者等に対する調査

調査対象の事業所等について、地図情報やWEB情報等により、事業所の存在を調査する。事業所が存在する場合には、現在の事業所名等を調査する。

(2) 未回答事業者に対する通知文の送付

対象の事業者に対して、処分期限が迫っていることや、PCB廃棄物は期限を過ぎると処分ができなくなり罰則が科せられる恐れがあること等を通知する文書を送付する。

4 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和3年3月15日まで

5 調査対象及び貸与資料

(1) 未達事業者等に対する調査について

ア 電気事業法に基づく自家用電気工作物設置者（36件）

平成29年度及び平成30年度に実施した自家用電気工作物設置者を対象とした調査において、発送した調査票が届かなかった事業者（未達事業者）について、当該事業者が所有していた事業所を調査対象とする。調査対象となる事業所については、若干の増減があるものとする。

〔貸与資料〕

事業所リスト（電子データ）

※対象事業所名、事業所住所等の情報あり。

イ PCB廃棄物等の保有不明事業者（387件）

過去にPCB廃棄物等の所有者等を管理していたP協台帳において、建物の存在が不明等の理由により、PCB廃棄物等の保有の有無が把握できていない事業所を対象とする。調査対象となる事業所については、若干の増減があるものとする。

[貸与資料]

事業者リスト（電子データ）

※対象事業所名、事業所住所等の情報あり。

(2) 未回答事業者に対する通知文の送付について

- ・電気事業法に基づく自家用電気工作物設置者（898件）

平成29年度及び平成30年度に実施した自家用電気工作物設置者を対象とした調査において発送した調査票が届いたものの、未回答である事業者（未回答事業者）を対象とし、通知文を送付する。通知文の送付対象となる事業者については、若干の増減があるものとする。

[貸与資料]

事業者リスト（電子データ）

※対象事業者名、送り先住所等の情報あり。

6 業務内容

(1) 未達事業者等に対する調査について

5(1)ア、イの各々の事業所について、事業所名及び事業所住所を元に、次の調査フローに基いて調査を行う。

ア 事業所住所が実在しているか、最新の住宅地図等で調査する。

イ アにおいて、住所が実在する場合

(a) 実在する住所の事業所名が、事業所リストの事業所名と一致する場合はその旨をリストに記載する。

(b) 実在する住所の事業所名が、事業所リストの事業所名と異なる場合は、現在の事業所名をリストに記載する。また、対象事業所の不動産登記簿謄本（建物）を取得する。

(c) 実在する住所であるが、更地になっている等、建物が無い場合には、その旨をリストに記載する。

ウ アにおいて、住所が実在しない場合

当該事業所住所について、住居表示化等により、住所の変更が行われていないかWEB等により調査し、事業所住所の現時点における新しい住所を調査する。

(a) 住所が判明した場合、その住所について、上記イと同様の調査を行う。

(b) 住所が判明しない場合は、リストにその旨を記載する。

(2) 未回答事業者に対する通知文の送付について

ア 通知文、封筒類の印刷

(a) 郵送するものは、通知文（A4カラー片面1枚）とする。原稿案は、契約後に提供するので、受託者が作成し、本市の了解を得たのち印刷するものとする。

(b) 郵送に使用する送付用封筒は、受託者が用意した長形3号封筒を使用する。案件名、本市担当課、受託者情報（問合せ電話番号を含む）等の本市が指示する内容を記載するものとし、本市の了解を得たのち受託者が印刷するものとする。

(c) 送付用封筒の宛先情報（郵便番号、住所、名前）は、ラベル印刷したものを使用し、受託者が印刷する。

(d) 上記の印刷業務については、受託者の申立てによりやむを得ないと本市が認めた場合は、第三者への委託又は請け負わせを認める。

イ 通知文の送付

送付用封筒にア(c)で作成した宛先情報を印字したラベルを貼り、ア(a)の通知文を封入・封緘して郵送する。

ウ 通知文の未達事業者への対応

あて先不明等により、通知文が戻ってきた場合、(1)と同様の所在調査を実施し、その調査結果をまとめたリストを作成する。

エ 問い合わせ電話対応

- (a) 送付対象者からの電話対応はすべて受託者が行うものとし、本市は原則として、行わない。通知文の趣旨のほか、PCB特措法等の問い合わせは、受託者がヘルプデスクを設置し、十分な対応を行うものとする。電話回線が混み合わないよう、十分な通話チャンネル数を用意すること。なお、対応時間は平日の9時～17時までを原則とする。
- (b) 受託者は、送付対象者からの問い合わせに適切に対応できるよう、業務責任者は、PCB特措法、PCB廃棄物等に関する知識を習得するものとする。また、受託者は、調査対象者からの問い合わせに対するマニュアルを作成し、その内容等について、本市の了解を得ること。
- (c) ヘルプデスク対応の業務従事者に対して、エ(b)で作成したマニュアルを使用し、事前に必要な研修を行うものとする。
- (d) 調査対象者からの問い合わせ電話について、電話対応記録を作成し、対応履歴を残すものとする。なお、問い合わせ内容について、不明な点がある場合は、本市担当職員に確認し、対応すること。

7 業務スケジュール

未回答事業者への通知文は、令和3年1月中を目途に、送付を完了すること。
令和3年2月28日までに全体の業務を完了すること。

8 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保

受託者は、業務履行に当たって事業所等の情報を取り扱うことから、細心の注意を払い、次の事項を遵守し業務を行うこと。

(1) 個人情報の保護

業務の処理に当たっては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第28号)」、「札幌市個人情報保護条例(平成16年10月4日)」及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 情報セキュリティの確保

業務の処理に当たっては、別紙2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

9 提出書類等

受託者は、契約時及び業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

なお、提出の方法については、事前に担当と打ち合わせる事。

(1) 契約時の提出書類

ア 業務実施計画書(業務スケジュール及び業務方法並びに業務体制がわかるもの)

(2) 完了時の提出書類等

ア 業務完了届

イ 業務報告書及び返却品類

(ア) 業務報告書

1部

・調査結果

・登記簿謄本(全部事項)の原本

※ 法務省登記情報提供サービスにより取得したデータでも可

(イ) 電子データ(CD-R)

各1部

- ・調査結果

なお、提出する電子データの仕様は次のとおりとする。

- ・文書：ワープロソフト microsoft 社 ワード
- ・計算表類：表計算ソフト microsoft 社 エクセル

(ウ) 返却品類

1 式

- ・貸与資料(電子データ)

・業務履行上発生した、事業所等の情報(事業所名・住所・郵便番号・電話番号)が含まれている電子データ及び用紙類(複写及び複製物の全てを含む)。

なお、返却品類以外の事業所等の情報が含まれている用紙類を廃棄する際はシュレッダー等で裁断し、法人・個人等が特定できる情報を判らないように廃棄することとし、廃棄状況がわかる写真を提出すること。

10 その他

- (1) 本業務の履行に必要な電子計算機や封筒等の消耗品類に係る費用のほか、郵送費、通信費、印刷費等は全て受託者負担とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

11 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

受託者は、作業従事者に対して、別紙3「札幌市の「環境方針」」を周知し、本市の環境配慮に対する取組について理解させること。

また、受託者は本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

12 担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課 (札幌市役所 13 階北側)

特定廃棄物係 野田・坪田 Tel 211-2927